

## 水巻町内事業者持続化緊急支援金 Q&A

Q1 対象となる事業者の要件はどのようなものですか？

A1 令和2年5月1日時点で水巻町内に事業所又は店舗を構え、引き続き活動しており、主な収入を事業収入（総合譲渡や一時収入を除いた収入の合計の内、事業収入が6割以上）で得ている事業者が対象となります。ただし、市町村税を滞納している方、生活保護を受給している方、税法上の扶養になっている方などは対象となりません。

Q2 水巻町民ではありませんが対象になりますか？

A2 水巻町内に事業の拠点（店舗・事業所等）があって、当該事業により事業収入を得ていることが確認できる方であれば対象となります。（確定申告書等に記載の住所が水巻町以外の方については、別途必要書類となっている開業届や営業許可書などを参考に確認します。）

Q3 NPO法人や社会福祉法人などは対象となりますか？

A3 NPO法人や社会福祉法人も対象となります。ただし、町から補助を受けている法人や公共・公益性活動のみで収益事業を行っていない法人、人格のない社団（PTA、〇〇組合など）、宗教や政治活動に関する事業の場合は対象となりません。

Q4 無人の店舗などは対象となりますか？

A4 無人の店舗や事務所等は対象となりません。名義のみで事業の実態のない事業者は申請できません。

Q5 令和2年1月以降に開業しましたが対象となりますか？

A5 令和2年5月1日時点で水巻町内に事業所又は店舗を構え、主な収入を当該事業収入で得ていれば対象となります。開業届や営業許可書等の写しと直近の売上高帳簿、取引先との請負契約など営業活動の実態が分かる資料の提出が必要となります。

Q6 令和2年5月1日時点では営業していましたが、現在廃業している場合は申請できますか？

A6 事業を持続してもらう趣旨の支援事業ですので、廃業されている場合は対象となりません。

Q7 個人事業主として水巻町内に複数店舗を持って営業していますが、店舗ごと対象となりますか？

A5 複数店舗を持たれている場合でも、1事業者につき15万円となります。

～令和2年5月21日現在～